

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	黒谷株式会社			コード	3168				
提出日	2023/11/7	異動（予定）日		2023/11/22					
独立役員届出書の提出理由	株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため								
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）								

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	石 黒 達 郎	社外取締役	○							△								有
2	折 橋 清 弘	社外取締役	○													○		有
3	長 谷 川 豊	社外取締役	○													○	新任	有
4	前 川 昌 之	社外取締役	○													○	新任	有
5	西 島 剛	社外監査役	○													○	新任	有
6	富 岡 和 治	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	独立役員として指定している社外取締役の石黒達郎氏は2012年6月まで株式会社北陸銀行の業務執行者でありました。株式会社北陸銀行は当社の主要な借入先ですが、同氏が当該会社を退職してから既に11年以上経過していることから、十分に独立性を有していると判断しております。	同氏は、当社の企業理念に共感しその実現に向けて強い意志を持って行動すること、社内経営陣と独立した関係にあること、及び2012年までの取引先である銀行経営者としての豊富な経験と深い識見を有しており、当社の経営に適切な助言が期待できることから社外取締役に選任するものです。証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のこと等から、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定するものです。
2		同氏は、税理士及び国税専門官としての長きに亘る知見を有しており、当社の経営に適切な助言が期待できることから社外取締役として選任するものです。証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のこと等から、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定するものです。
3		同氏は、長い海外経験で培われたグローバルな見識及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に適切な助言が期待できることから社外取締役に選任するものです。証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のこと等から、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定するものです。
4		同氏は、公認会計士及び税理士として会計に関する相当の知識及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に適切な助言が期待できることから社外取締役として選任するものです。証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のこと等から、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定するものです。
5		同氏は、税理士として会計に関する相当の知識を有しており、当社の経営に対する適切な監査や助言が期待できることから社外監査役として選任するものです。証券取引所が一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のこと等から、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定するものです。
6		同氏は、会計に関する相当の知識及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する適切な監査や助言が期待できることから社外監査役に選任するものです。証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素として定める事項のいずれにも該当しておりません。以上のこと等から、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。